

2010年度 秋学期 金曜4限

財政学 2 最適課税論

第10回

担当: 石川 達哉

当講義用ホームページは<http://www1.meijigakuin.ac.jp/~ishikawa>

9-1. 租税論と課税ベースの考え方

- **包括的所得税論** : 所得の範囲を包括的に捉える ⇒ 薄く広い課税と累進課税による垂直的公平の確保を志向する考え方。所得税が課せられた後の可処分所得が貯蓄された資産から生ずる利子にも課税。所得の形態にかかわらずに形式的に同等に扱うことによって水平的な公平に反する場合が生ずる。
- **支出税論** : 生涯所得と生涯消費がほぼ等しいことに着目して消費(所得と資産純増の差額)を課税ベースとする直接税の考え方。利子に対して非課税、消費と貯蓄の選択に中立的。生涯での水平的公平の確保に優れる。ただし、各人の資産と所得を完全に捕捉したうえで直接税の形態をとらないと累進課税はできない。
- **最適課税論** : 課税による資源配分の効率性と所得分配の公平性の両方の観点から望ましい課税のあり方を模索する考え方。分配の「公平」など価値判断に関する社会的合意が必要。

[参考：税制調査会2000年答申における「租税論」の整理]

租税の望ましいあり方について、理論的にはどのように考えればよいかに関し、主に個人所得課税のあり方をめぐって、従来から学術的な議論が積み重ねられてきています。これらを「租税論」と言うことがあります。代表的なものとしては、以下のような考え方があります。

①「**包括的所得税論**」は、その名称のとおり、所得税の課税対象となる「所得」について包括的な把握を行おうとするものです。担税力の指標として、希少な経済資源を利用し得る能力（「経済力」）に着目し、一年間において経済力の増加に寄与するあらゆる種類の所得を区別なく合算した上で、総合課税を行うことが望ましいとしています。ここで言う経済力の増加分は、現在における経済資源の利用に資する分（消費）と、将来における経済資源の利用に資する分（貯蓄の蓄積や保有資産の価値増加）とを問わず、両者を合わせたものとなります。

担税力として一定期間内の経済力の増加分を測るに当たっては、所得の多寡のみが問題となることから、所得の種類や実現のタイミングといった異質性については捨象されています。したがって、包括的所得税では、源泉を異にする勤労所得、事業所得、資産所得等が、発生時点において、すべて等しく課税ベースに算入されることとなります。このため、プリンジベネフィット、帰属家賃、未実現キャピタルゲイン及び社会保障給付等も、経済力を増加させることから、課税ベースに含まれます。このように課税ベースを漏れなく広く捉えることで、水平的公平の達成を目指すとともに、そうした包括的所得に対して累進税率を適用することで、垂直的公平を達成することを目指しています。

②「**支出税論**」は、消費を課税ベースとした個人に対する直接税を提唱するものであり、基本的には包括的所得税との比較において議論されています。なお、直接税と間接税という大きな相違があるとはいえ、消費一般に広く負担を求めようとするという点においては、支出税は付加価値税（消費税）とも共通点を有していると言うこともできます。

一年間の経済力の増加分に対して課税する包括的所得税とは異なり、支出税は、一生の間の所得を担税力の指標として用いています。その上で、一生の間の所得は、各年の消費を一生にわたって積み上げたものにほぼ一致することに着目し、各期間の消費を課税ベースとすることが望ましいとしています（ただし、遺産・贈与の取扱いについては、別建ての資産移転税を組み合わせる等の対応が必要であると指摘されています。）。

支出税の課税ベースの算定に当たって、個人の日々の消費額を逐一記録させ、それらを積み上げる形で適正な申告を求めるとは不可能です。そのため、各期間において包括的所得と純貯蓄を算出し、その差額を消費とみなして申告する方式等が提唱されています。ただし、純貯蓄の算出のためには、各年において個人の貯蓄や借入れを完全に把握しなければならぬこと等から、支出税には実行可能性に難点があり、実施に移された例はほとんどありません。

③「**最適課税論**」は、課税による資源配分の効率性や所得分配の公平性等の観点から、両者の調整を図りつつ、望ましい課税のあり方を模索する議論です。資源配分の効率性のみを重視した場合には、消費と貯蓄の選択、あるいは労働と余暇の選択といった納税者の経済活動が、課税により何らの攪乱的な影響を受けないとの条件を満たすという点において、定額の一括税が最適であると結論が導き出されます。一方で、個人の経済状況を一切考慮しないような人頭税が、公平性の観点から問題があることは言うまでもありません。このように、効率性と公平性に関する価値判断の置き方によって、最適な税に関する結論は変わり得ます。

最適な所得税に関する議論を例にとると、効率性を重視する立場からは、労働、資本、土地等の生産要素について、それぞれの供給の価格弾力性が異なることを前提として、税率を差別化した分類所得税が望ましいとする立場がある一方、効率性に加えて垂直的公平の観点も考慮する立場も有力です。後者の立場では、通常はトレード・オフの関係にある効率性と公平性の両基準につき、どのようにウェイト付けするか（社会的厚生をどのように評価するか）によって、結論は変わり得ます。例えば、低所得者の厚生を重視する場合（ロールズの基準）における最適な所得税制は、すべての家計を等しく位置付ける場合（ベンサム的基準）と比べて、課税後の所得が平準化される一方、課税による資源配分の歪みが大きくなるとされています。

このように、最適課税論は、納税者の効用や社会厚生を捉える方法によって得られる結果が異なってくることから、現実の政策決定に用いるには難しい面もあるとされていますが、適切な税制のあり方は様々な条件の下で変わり得るものであることを示唆しています。

④ さらに、所得を勤労所得と資本所得とに二元的に捉える考え方があります。この議論においては、資本は労働よりも流動的である（供給の価格弾力性が大きい）ことを前提として、勤労所得に対しては累進税率を適用する一方、資本所得に対しては勤労所得に適用する最低税率以下の税率により分離課税することが望ましいとしています。また、経済の国際化に鑑み、「足の速い」資本所得の流出に対する問題意識から、資本所得に対して低い税率で課税する意義を見出す議論もあります。

[参考：租税原則]

■ アダム・スミスの4原則

- ①公平の原則、②明確の原則、③便宜の原則、④最小徴税費の原則

■ ワグナーの4大原則、9原則

- ①財政政策上の原則、②国民経済上の原則、③公正の原則、④租税行政上の原則

- (a)課税の十分性、(b)課税の弾力性、(c)正しい税源の選択、(d)正しい税種の選択、(e)課税の普遍性、(f)課税の公平性、(g)課税の明確性、(h)課税の便宜性、(i)最小徴税費への努力

■ マスグレイブの7条件

- ①十分性、②公平、③負担者、④中立（効率性）、⑤経済の安定と成長、⑥明確性、⑦費用最小

□ 税制調査会：公平・中立・簡素

□ 経済財政諮問会議：公正・活力・簡素

9-2 . 最適税制

- 定額税(一括固定税)と攪乱税 ... 相対価格変化に伴う攪乱効果(効率性の阻害)がないのは定額税、他の税は攪乱効果(超過負担発生)を伴う、各家計に見合った適切な定額税の額を政府が把握するのは現実には困難
- 定額税が利用できない場合における効率性重視の「ラムゼイ・ルール」(最適課税論の古典)
 - 逆弾力性の命題: 需要の価格弾力性が小さい財には高税率にすべき
⇒ 必需品に高税率!? 前提として所得格差の存在など各家計の異質性を考慮していない
 - 均一税率の命題: 各財の余暇に対する価格弾力性が等しい場合、余暇以外の各財の税率は均一にすべき
- 家計の異質性(所得格差)と累進税制 ⇒ 累進所得税の意義 ... 所得再分配による垂直的公平性の確保、他方、超過負担は大きい
- 異質な家計を前提とした最適課税論: 効率性と公平性の両方を考慮
⇒ 効率と公平のトレード・オフ関係の中で社会としての満足度を最大化。ただし、社会として、所得水準の低い家計を重視する公平性の基準(ロールズの基準)から、各世帯の立場は同等とみなす(結果として高所得者の影響度が大きい)公平性の基準(ベンサム基準)まで、多様な基準があり得る

[税制による所得再分配と社会的厚生]

- もし、すべての家計の効用の体系が同じで、労働供給や課税前所得が税率の影響を受けないならば、ロールズの基準とベンサムの基準のいずれを採用した場合も、所得再分配の結果として各世帯が完全平等となるような税制が望ましい(下図参照)
- しかし、労働供給や課税前所得が税率の影響を受けるならば、ロールズの基準とベンサムの基準のいずれを採用した場合も、所得再分配後に完全平等となるような税制は最適ではない。最適な税制・税率もロールズの基準とベンサムの基準では異なる

■ ロールズの基準:

最も所得が低い家計を重視

■ ベンサムの基準:

各家計の効用は同じウエイト

税率によって労働供給が変化し、社会全体の課税前所得も変化する場合には、ロールズの基準に基づく場合でも、課税前所得の低い家計に課税を通じて出来るだけ多くの金額を再分配するには、高所得者に対する税制の影響を考慮しなければならない

